

(2) 下水道

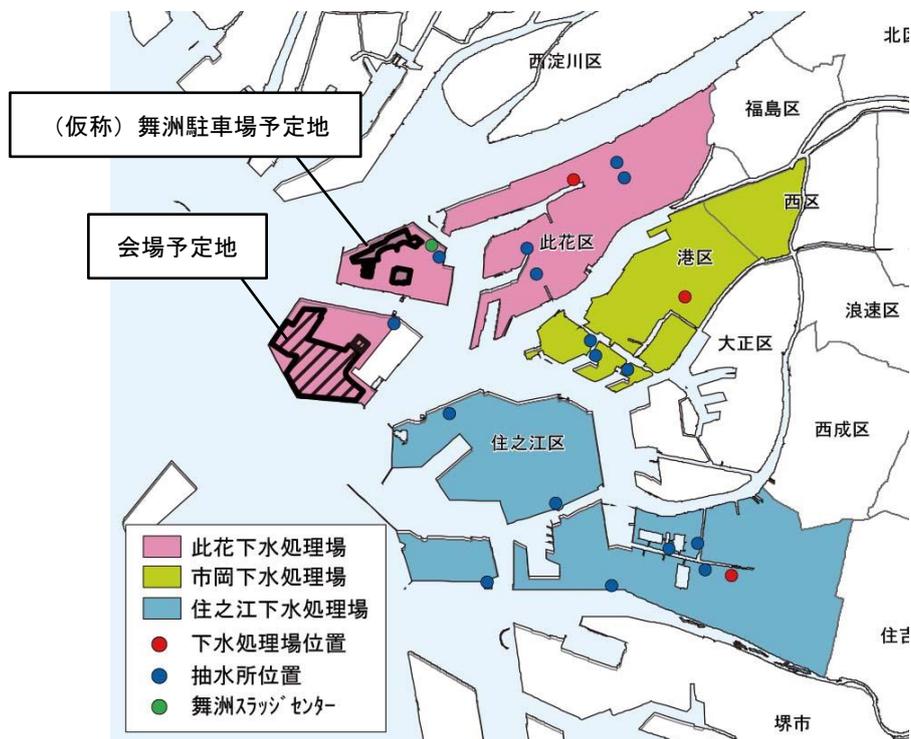
大阪市の令和2年度末の下水道の普及状況は表2.1.13に、事業計画地及びその周辺の下水処理場別の処理区域は図2.1.11に示すとおりである。

大阪市では、早くから下水道の整備に努めてきた結果、面積普及率は97.6%、人口普及率は99.9%となっている。会場予定地は、令和元年度第2回大阪市都市計画審議会において、此花下水処理場の排水区域に編入された。

表 2.1.13 下水道の普及状況（令和2年度末）

区域	処理面積 (ha)	陸地面積 (ha)	処理区域 面積普及率 (%)	処理人口 普及率 (%)	下水管 渠延長 (km)	処理 場数	処理能力 (m ³ /日)
此花処理区域	1,387	—	—	—	—	1	168,000
市岡処理区域	821	—	—	—	—	1	120,000
住之江処理区域	3,231	—	—	—	—	1	220,000
大阪市全域	19,062	19,530	97.6	99.9	4.967	12	2,844,000

出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）



※大阪市資料をもとに作成

図 2.1.11 下水処理場別処理区域

2.2 生活環境の概要

2.2.1 大気質

「令和2年度の大気汚染状況」、「令和2年度ダイオキシン類環境調査結果」及び「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）によると、事業計画地周辺における大気質の現況は以下に示すとおりである。

なお、大阪市内における大気汚染常時監視測定局の配置は図2.2.1に、事業計画地周辺の測定局における測定結果の概要は表2.2.1(1)、(2)に、それぞれ示すとおりである。

1. 二酸化窒素（NO₂）

事業計画地から最も近い住之江区の南港中央公園測定局の、令和2年度における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.043ppmであった。そのほか住之江区では、清江小学校測定局、北粉浜小学校測定局、住之江交差点測定局で測定が行われており、それぞれ0.035ppm、0.036ppm、0.040ppmであった。また、此花区では此花区役所測定局で0.038ppmであった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）13局及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）11局の全局で達成した。

2. 浮遊粒子状物質（SPM）

事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和2年度における浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.039mg/m³であった。そのほか清江小学校測定局、北粉浜小学校測定局においてそれぞれ0.040mg/m³、0.046mg/m³であった。また、此花区役所測定局で0.039mg/m³であった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況は、一般局（14局）及び自排局（9局）の全局で達成した。

3. 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和2年度における微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間98%値は13.7μg/m³及び31.8μg/m³であった。そのほか北粉浜小学校測定局で16.1μg/m³及び38.7μg/m³であった。また、此花区役所測定局で11.0μg/m³及び28.7μg/m³であった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況は、一般局7局のうち6局で達成し、自排局5局のうち4局で達成した。

4. 光化学オキシダント（O_x）

事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和2年度における光化学オキシダントの昼間（午前6時から午後8時）の1時間値の年平均値は、0.026ppmであった。そのほか清江小学校測定局で0.032ppmであった。また、此花区役所測定局で0.028ppmであった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況（短期的評価）は、前年度に引き続き一般局（13局）の全局で達成しなかった。

5. 二酸化硫黄 (SO₂)

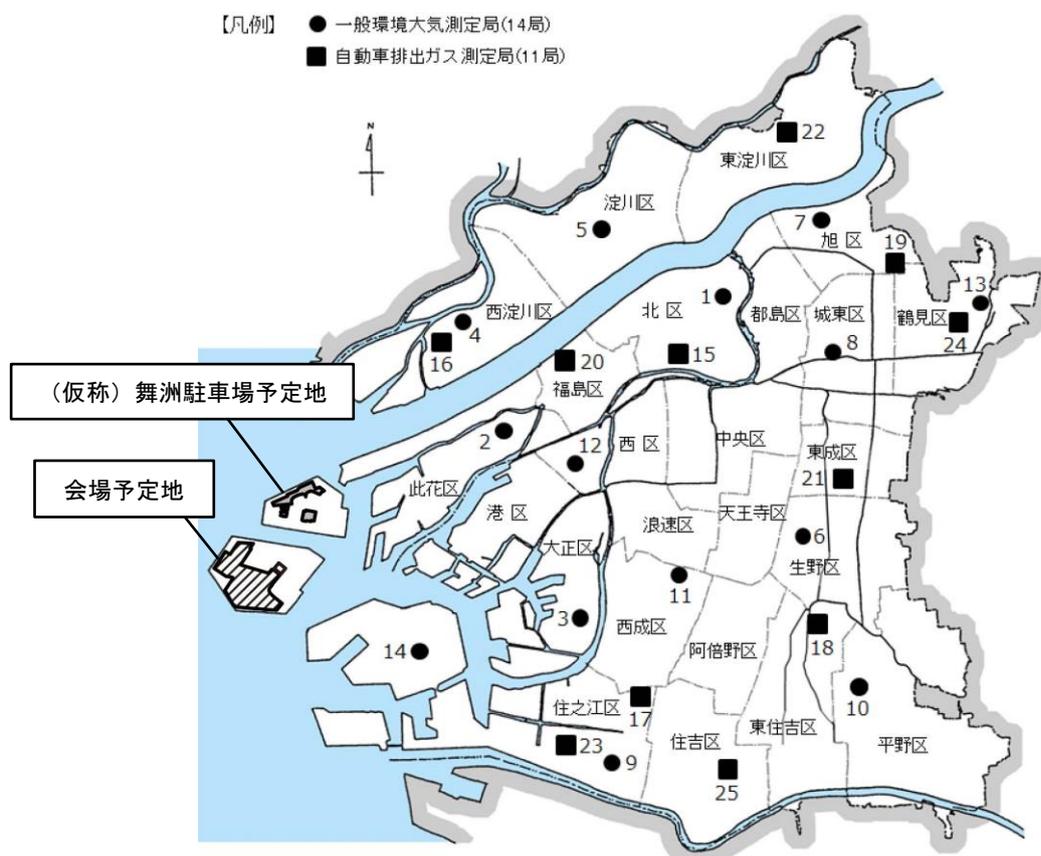
事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和2年度における二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は0.006ppmであった。そのほか清江小学校測定局で0.014ppmであった。また、此花区役所測定局で0.006ppmであった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況は、一般局(10局)及び自排局(2局)の全局で達成した。

6. 一酸化炭素 (CO)

此花区、港区、住之江区では一酸化炭素の測定は行われていない。事業計画地から近いところでは、西淀川区の出来島小学校測定局で行われており、令和2年度における日平均値の2%除外値は0.5ppmであった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況は、自排局(3局)の全局で達成した。



出典：「令和2年度の大気汚染状況」(大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧)

図 2.2.1 大気汚染常時監視測定局の配置

表 2.2.1(1) 大気質の測定結果の概要（一般環境大気測定局）

番号	測定局名	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)				微小粒子状物質 (PM _{2.5})			光化学オキシダント (O _x)				二酸化硫黄 (SO ₂)			
		年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の98%値	環境基準達成状況	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況
		(ppm)	(ppm)		(mg/m ³)	(mg/m ³)			(μg/m ³)	(μg/m ³)		(ppm)	(日)	(時間)		(ppm)	(ppm)		
2	此花区役所	0.017	0.038	○	0.016	0.039	無	○	11.0	28.7	○	0.028	22	94	×	0.003	0.006	無	○
9	清江小学校	0.016	0.035	○	0.015	0.040	無	○	—	—	—	0.032	69	313	×	0.005	0.014	無	○
14	南港中央公園	0.019	0.043	○	0.015	0.039	無	○	13.7	31.8	○	0.026	44	150	×	0.004	0.006	無	○
	市内平均	0.015	—	13 — 13	0.016	—	—	14 — 14	12.3	—	6 — 7	0.032	62	268	0 — 13	0.004	—	—	10 — 10
	環境基準の評価方法	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。		日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下であること。			1時間値が0.06ppm以下であること。				日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				

表 2.2.1(2) 大気質の測定結果の概要（自動車排出ガス測定局）

番号	測定局名	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)				微小粒子状物質 (PM _{2.5})			一酸化炭素 (CO)				二酸化硫黄 (SO ₂)			
		年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況
		(ppm)	(ppm)		(mg/m ³)	(mg/m ³)			(μg/m ³)	(μg/m ³)		(ppm)	(ppm)			(ppm)	(ppm)		
16	出来島小学校	0.023	0.041	○	0.016	0.040	無	○	11.3	28.1	○	0.3	0.5	無	○	0.003	0.004	無	○
17	北粉浜小学校	0.018	0.036	○	0.018	0.046	無	○	16.1	38.7	×	—	—	—	—	—	—	—	—
23	住之江交差点	0.021	0.040	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	市内平均	0.019	—	11 — 11	0.017	—	—	9 — 9	12.0	—	4 — 5	0.3	—	—	3 — 3	0.003	—	—	2 — 2
	環境基準の評価方法	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。		日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ日平均値の年間98%値が35μg/m ³ 以下であること。			日平均値の2%除外値が10ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。				

- 注：1. 各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示す。
 2. 各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、(環境基準達成局数) / (有効測定局数) を示す。
 3. 環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除き長期的評価による。
 4. 番号は図 2.2.1 に対応している。

出典：「令和2年度の大気汚染状況」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）

7. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

此花区、港区、住之江区では測定が行われていない。事業計画地から近いところでは、西淀川区の出来島小学校測定局で令和2年度におけるベンゼンの年平均値が $0.97\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、大正区の平尾小学校測定局でジクロロメタンの年平均値が $2.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

なお、令和2年度の市内4地点における環境基準達成状況は、表2.2.2に示すとおり、一般局(3局)、自排局(1局)の全局で達成した。

表 2.2.2 令和2年度の有害大気汚染物質のモニタリング結果

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	(番号) 測定局名	(1)	(10)	(3)	(16)	市内 平均	環境基準 【指針値】
		北区 菅北小学校	平野区 摂陽中学校	大正区 平尾小学校	西淀川区 出来島小学校		
ベンゼン		0.68	0.64	-	0.97	0.76	3以下
トリクロロエチレン		0.34	0.40	-	-	0.37	130以下
テトラクロロエチレン		0.16	0.23	-	-	0.20	200以下
ジクロロメタン		2.0	2.4	2.6	-	2.3	150以下

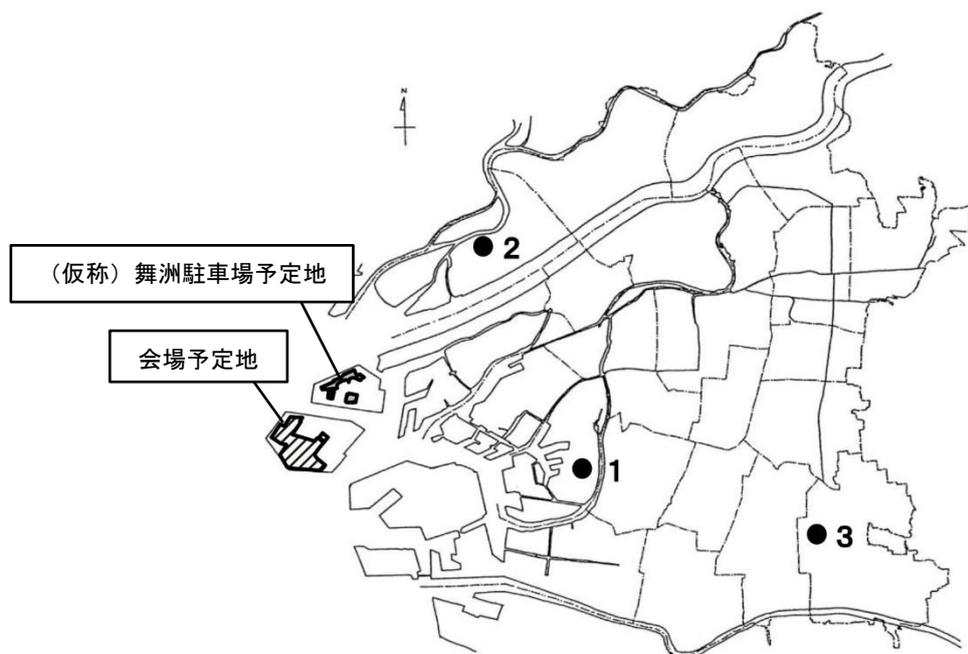
注：番号は図2.2.1に対応している。

出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）

8. ダイオキシン類

令和2年度のダイオキシン類（大気）の調査地点及び結果は、図2.2.2及び表2.2.3に示すとおりである。此花区、港区、住之江区では調査は行われていない。事業計画地から近いところでは、大正区の平尾小学校で年間平均値が0.047pg-TEQ/m³、西淀川区の淀中学校で0.043pg-TEQ/m³であった。

なお、市内の年間平均値の範囲は0.036～0.047pg-TEQ/m³であり、調査地点（3地点）全てで環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）を達成した。



出典：「令和2年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）

図2.2.2 令和2年度のダイオキシン類（大気）の調査地点

表2.2.3 令和2年度のダイオキシン類（大気）の調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

No.	調査地点	年間測定回数	測定結果の最小値～最大値	令和元年度年間平均値
1	(大正区) 平尾小学校	2	0.037～0.057	0.047
2	(西淀川区) 淀中学校	2	0.036～0.050	0.043
3	(平野区) 摂陽中学校	2	0.031～0.040	0.036

出典：「令和2年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）

2.2.2 水質

「大阪市環境白書（令和3年度版）」、「令和2年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和4年）及び「令和2年度ダイオキシン類環境調査結果」によると、事業計画地周辺における令和2年度の水質の生活環境項目及び健康項目、令和2年度のダイオキシン類の現況は以下に示すとおりである。

なお、令和2年度の河川・海域における水質調査地点は、図2.2.3に示すとおりである。事業計画地周辺の大阪湾水域における水質調査結果は、表2.2.4に示すとおりである。

1. 生活環境項目

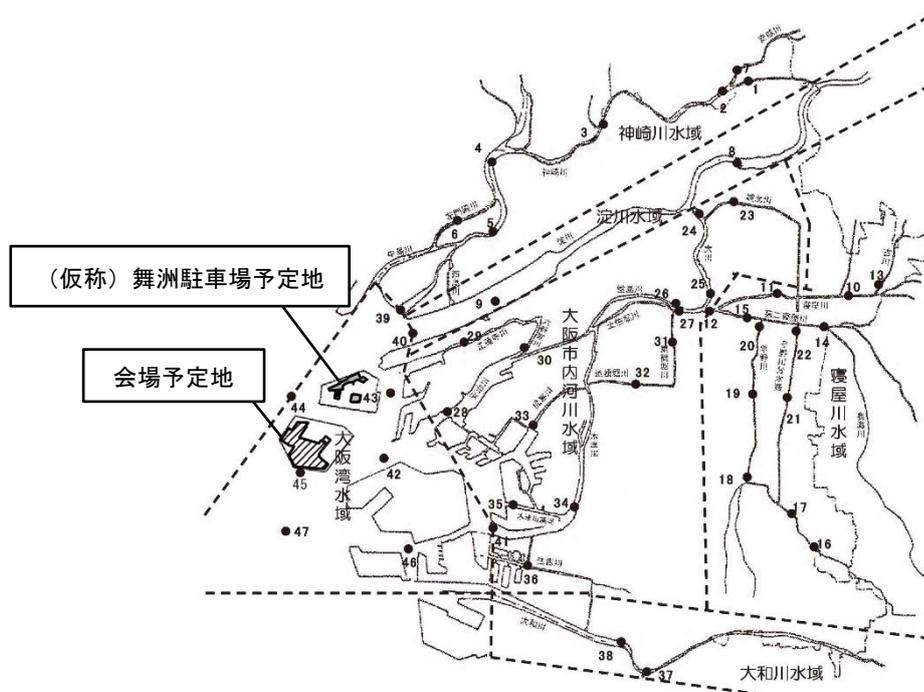
大阪湾水域は、環境基準の類型指定（海域C類型）を受けており、全9地点で調査が行われている。

令和2年度の調査結果は、pHが神崎川河口中央、淀川河口中央、No.5ブイ跡、No.25ドルフィン、北港沖1,000m、大阪港関門外、南港、大阪港C-3の8地点で最大値が8.3を超えた。全窒素は神崎川河口中央、淀川河口中央、木津川河口中央、No.5ブイ跡、No.25ドルフィン、南港の6地点で、全リンは神崎川河口中央、淀川河口中央、木津川河口中央、No.5ブイ跡、大阪港関門外、南港の6地点で、年平均値が環境基準（全窒素：1mg/L以下、全リン：0.09mg/L以下）を達成しなかった。

2. 健康項目

事業計画地周辺では、全7地点で調査が行われている。

令和2年度の調査結果は、全地点において環境基準を達成した。



出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）

図2.2.3 令和2年度の河川・海域における水質調査地点

表 2.2.4 大阪湾水域における水質調査結果

No.	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
39	神崎川 河口中央	C・IV	7.9～8.7	8.4	4.4 (4.9)	2.2	0.17
40	淀川 河口中央	C・IV	7.5～8.8	9.1	3.8 (3.9)	1.1	0.11
41	木津川 河口中央	C・IV	7.4～8.0	8.8	4.4 (4.7)	2.9	0.15
42	No.5 ブイ跡	C・IV	8.0～8.9	9.8	4.0 (5.0)	1.4	0.15
43	No.25 トルフィン	C・IV	8.0～9.0	11	4.4 (4.0)	1.3	0.065
44	北港沖 1,000m	C・IV	8.2～8.9	11	4.1 (3.6)	0.97	0.048
45	大阪港 関門外	C・IV	7.2～8.8	9.5	4.0 (4.5)	1.0	0.099
46	南 港	C・IV	8.0～8.8	8.7	4.2 (4.4)	1.3	0.10
47	大阪湾 C-3	C・IV	7.8～8.7	8.7	4.5 (5.9)	0.77	0.077
環境基準			7.0 以上 8.3 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

注：1. 表中の数値は、表層における測定値である。

2. 数値は年平均値である。(但し、pHは最小～最大を示している。)

3. CODの()内の数値は、日間平均値の年間75%値を示している。

出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）

3. ダイオキシン類

ダイオキシン類（水質）の調査地点は、図 2.2.4 に示すとおり、海域では7地点で調査が行われている。同地点では水底の底質についても調査が行われており、これらの調査結果は、表 2.2.5 に示すとおりである。

平成30年度から令和2年度にかけて、全地点で環境基準（水質：1pg-TEQ/L以下、底質：150pg-TEQ/g以下）を達成した。